

広島県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所並びに国土交通省中国地方整備局及び国土交通省中国地方整備局広島国道事務所において、平成二十七年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	東広島市黒瀬町津江字深谷一・二番一地从ら 東広島市西条町馬木一・七三番六地先まで	平成二十七年三月一五日午 後四時